## 事後評価シート

コード 事務事業名						所管部課				
11-4-2   教育相談事業(小学校スケー			-ルカウンセラー)			学校教育部教育相談課				
事務事	事務事業の目的 集団不適応やいじめ、不登校等の予防や早期発見・早期対応、および、児 童理解を深め豊かな人間関係作りを目指し、学校内の教育相談体制の充 実を図る。							事業の区分  ☑ 総合計画 ☐ 行革項目  ☐ その他の事務事業		
業の概要	教育相談員 け、心理学 加への支援	専攻の若者がスク	/ールピアとして週 『接に連携して活動	で、月2回訪問し、教員や保護者の相談を受 1回訪問し、児童の遊び相手や相談、学習参 助、毎月研修。訪問教育相談に従事する教育 ている			根拠法令等 西東京市学校訪問教育相談事業の実 施要領 スクールピア派遣事業の実施要領			
	事業開始時期合併前から			実施形態 🗹 直営 🗌 委託 🗌 補助 🗌 その他(					)	
評価指	活動指標名 学校訪問教育相談員訪問回数 スクールピア訪問回数			活動指標の考え方(定義) 学校訪問教育相談員の市内全小学校19校への延べ訪問回数 スクールピアの市内全小学校19校への延べ訪問回数						
指標の記	成果指標名 1次 延べ相談回数			成果指標の考え方(定義) 1次 学校訪問教育相談員が小学校で受けた、相談の延べ回数						
設定	1次 児童との関わり回数			1次 スクールピア全活動の内、児童と直接的関わりをもった活動の延べ回数						
	2次 学校へのアンケート調査			2次「利用しやすさ」「信頼感」「親近感」(4件法)の平均値 						
				単位	15年度	16年度		17年度	18年度	
	事業費(A) 国庫支出金 都支出金				11,261 8,404		0,154 7,553	10,097	5,728	
	地方債 その他			千円						
	一般財源				2,857	2	2,601	10,097	5,728	
	所要人員(B) 从供费(○)-亚均給与 (B)			人  千円	0.4 3,309		0.2 1,666	0.4 3,274	0.4 3,274	
事	人件費(C)=平均給与 × (B) 総コスト(D)=(A)+(C)			千円	14,570		1,820	13,371	9,002	
務事業	単位当たりコスト (E)=(D)/ ( 延べ相談・児童との関わり回数 )			千円	3		2	4	#DIV/0!	
悪デー	歳入			千円						
آ ع	活動指標	<u> </u>	目標値 実績値	回	364		351	338		
	活動指標	<u> </u>	目標値 実績値	回	696		664	665		
	1次成果	指標	目標値 実績値	回	2,209		2,269	1,934		
	1次成果	指標	目標値 実績値	回	2,749		2,899	1,775		
	2次成果	指標	目標値 実績値		3.45		3.21	3.55		
	市民・関連団体等の意見 (アンケート結果など)			小学校長会から、相談員派遣の日数や時間数の増加を要望されている						
事業環境	26市のサービス水準との比較 (平均値、本市の順位など)			26市中17市で、小学校への派遣を行っている。その内、教育相談員のみを派遣しているのは5市、それ以外を派遣しているのは10市、両方を派遣しているのは西東京市を含む2市である。派遣している人材の質、頻度や時間数は市によって幅があるため、総合的に見れば、サービス水準は同程度である。						
*7t	運営上の制約条件・ 外部要因等			中学校に東京都非常勤特別職でスクールカウンセラーを配置しているが、同 様に小学校にも配置するよう、要望を続けている。						

コード		事務事業名		所管部課								
11-4-2		教育相談事業	飺(小学校スクールカウンセラー) ──────────	学校教育部	交教育部教育相談課							
【事業所管部評価】   検証項目												
<u>作</u> り 1 の目	<u>証 場 日</u> 目的の妥 当性	4 上位施策と	· — • · · · ·	選択基準 合致しており、施策に対する貢献度は他の事業と同程度である								
適切さ標	目標の妥 当性	5 国・都の基準	<b>準や他都市の水準を参考にしながら目標を定量的</b>	りに設定している		校・非行・精神疾患等 5 の発生予防に深く関						
	緊急性	4 今後しばらく	の間、少しずつでも継続して実施する必要がある			——わることが明らかであ 4 <sup>り目的に合致。</sup>						
2 市が関与す	法的義務 性	2 法律·条例で	での規定はないが、通達や要綱・要領で実施が規	定はないが、通達や要綱・要領で実施が規定されている								
	必要性	3 ほとんどの市	民等が共通して利用する機会があるサービスであ	<b>ర</b>	•	めには、教育委員 3 会が積極的に学校						
	民間との 役割分担	4 他に同種·類	頂似サービスを提供しているのは、他の公共団体の		C関わる必要があ   4 る。							
3 内	ニーズ	4 市民(庁内)	)ニーズが明確に把握できており、サービスが不足し	•	4 小学校保護者双方か 6学校配置の専門家							
容の適切	規模・方 法の妥当性	5 事業規模や	方法は、対象者等の具体的なニーズに基づき毎年	•	を強く要望されており、限られた財源で効果的に運営するエナ							
	公平性	3 直接の対象	は、特定属性の特定多数の市民または団体が対	-	──果的に運営する工夫 3 をし毎年試行。							
4 集	有効性	4 現在、質·水	できる	•	教育相談員がスクール 4ピアを指導し連携して							
適切さ 実施手段	効率性	2 市直営の中	で具体的な計画や目標等に基づきコスト低減に関	囚り組んでいる		実施してきた。学校の 2 意識が高まり相談が 連雑化していることか						
の	独自性	5 国・都及び月	宁内には同種の目的を有する他の事務事業はない	1		5 5専門性の強化が必要						
合	計					45						
	語	価結果	判断理由、説明等									
総合評価	<ul><li></li></ul>		スクールピア派遣で、子ども達は心理職を身近に感じ教職員も気軽に教育相談を利用する等効果が見られた。一方 困難事例の増加により学校訪問教育相談員がスケールピアを指導する時間の増加 研修の負担 子ども対象と保護者・教員対象とを分ける事の効率の悪さ 学校がスケールピアに、事業目的ではない介助員的な活動を期待したり、学校訪育相談員と同様の保護者や教員相談を期待したりと混乱が見られる等、課題が生じてきた。より、効率的で効果的な学校支援の方法を検討する必要がある。									
教育相談事業の重点化として、スクールピア派遣事業を廃止し、教育相談事業に一本化することにより、経済的な効率化と効果的な学校支援を目指す。具体的には、これまで教育相談員を隔週派遣(教員、保護者からの相談を受ける)、スクールピア(児童の話し相手遊び相手、授業参加支援や相談を受ける)を毎週派遣していた方法から、臨床心理士の教育相談員を毎週派遣して、スクールカウンセラー機能(教員、児童、保護者のは診をトータルで受け、学校内教育相談体制作りへの支援や専門機関への繋がりを援助する)を果たせるようにする。これにより、最小のコストで事業の効率化を図る。												
二次		」拡充 ☑ 継続実施 ☑ 改善・見直し ☑ 抜本的見直し ☑ 休止 ☑ 廃止	本事業は平成18年度から教育事業 教育相談事業に一本化されたが、今 ら、相談事業の充実を図っていく必要	>後とも学校及び関係機								
	[   [   [   [   [	拡充 継続実施 改善·見直し 抜本的見直し 休止 廃止	本事業については、学校間の連携やに向け、努められたい。 なお、本事業はスクールピア派遣事に一本化したものであることから、そ	業を廃止し、専門的な村	]談員	である教育相談事業						